

千葉東沿岸海岸保全基本計画

(案)

令和 7 年〇月

千 葉 県

《目次》

0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について.....	0- 1
1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について.....	1- 1
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	2- 1
2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	2- 1
2-2. 海岸の防護に関する事項	2- 4
2-2-1. 防護の目標	2- 4
(1) 防護すべき地域	2- 4
(2) 防護水準	2- 5
(3) 海岸保全施設の高さについて.....	2- 14
2-2-2. 防護の施策	2- 16
2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	2- 19
2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	2- 20
2-5. 魅力ある海岸づくりの健全な推進のための方策.....	2- 22
3. ゾーン毎の海岸の現況及び保全の方向.....	3- 1
3-1. ゾーン区分	3- 1
3-2. 各ゾーンの現況と問題点・課題	3- 3
3-2-1. 防護面における各ゾーンの現況と問題点・課題.....	3- 3
3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題.....	3- 4
3-2-3. 利用面における各ゾーンの現況と問題点・課題.....	3- 5
3-3. 各ゾーンの保全の方向	3- 6
3-3-1. 防護面における各ゾーンの保全の方向.....	3- 6
3-3-2. 環境面における各ゾーンの保全の方向.....	3- 7
3-3-3. 利用面における各ゾーンの保全の方向.....	3- 8
4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について.....	4- 1
4-1. 海岸保全施設の整備	4- 1
4-1-1. 海岸保全施設整備の基本方針.....	4- 1
4-2. 海岸保全施設を整備しようとする区域.....	4- 4
4-3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等.....	4- 5
4-3-1. 海岸保全対策工法の適用性	4- 5
4-3-2. 海岸保全施設整備の全体計画.....	4- 7
(1) 海岸保全施設の新設又は改良.....	4- 7
(2) 段階的な天端の嵩上げ	4- 8
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕.....	4- 11
4-4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	4- 53
5. 用語解説.....	5- 1

《目次》

0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について.....	0- 1
------------------------------	------

〇. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について

《平成 25 年 11 月 変更》

銚子市の県境から館山市洲崎までの海岸は、平成 15 年 8 月に定めた「千葉東沿岸海岸保全基本計画」（以下「本計画」という。）に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じたため、津波対策に特にポイントを置き本計画を変更するものである。

なお、九十九里浜ゾーンは、平成 24 年 5 月 22 日に先行して、計画変更を行なっていることから、今回はそれを除く、銚子半島ゾーンから館山・白浜ゾーンまでの東沿岸全域における津波防護を取り入れた計画変更を行った。

《平成 28 年 9 月 変更》

大規模な津波、高潮等に備える海岸における防災・減災対策の強化、海岸保全施設の老朽化への早急な対策などの必要性の高まりを背景に、平成 26 年 6 月に海岸法の一部が改正され、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加された。

さらに、平成 26 年 12 月に改定された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針が変更されたことから、計画変更を行った。

《令和 3 年 3 月 変更》

海岸侵食が進む九十九里浜において、これまで侵食対策を実施してきた事業区間以外においても侵食が拡大してきたことから、平成 28 年 12 月に九十九里浜侵食対策検討会議を設置し、対策の検討を進め、令和 2 年 7 月に九十九里浜全域を対象とした「九十九里浜侵食対策計画」を策定した。

この計画の対策内容を、本計画における九十九里浜ゾーンの施設整備方針や整備計画に反映し、計画変更を行った。

《令和 7 年〇月 変更》

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」による第 5 次評価報告では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していること、更に 21 世紀の間世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇が続くであろうことなどが報告され、今後の高潮等の水災害の頻発化・激甚化が懸念される。

このような背景から、国により令和 2 年 11 月 20 日に海岸保全基本方針を変更、令和 3 年 7 月 30 日に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動の影響による外力の増加がいつ顕在化しても対応できるように、設計基準類の見直し、外力の定量化手法の確立、新たな基準に基づく計画外力等の見直し等が行われたことから、計画変更を行うものである。

海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する将来的な見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。